

新型コロナの影響で従業員の休業をお考えの事業主の皆様へ

## 社会保険労務士による

雇用調整助成金  
緊急雇用安定助成金

無料

申請相談会

この度のコロナウイルス感染症の影響を受けた事業主を対象に、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の概要や支給申請に係る相談など、労働や社会保険分野を専門とする、社会保険労務士による個別相談会を行います。相談料は無料ですので、お電話でご予約ください。

従業員の  
雇用維持に

「雇用調整助成金」は  
従業員の休業手当の一部を助成  
する国の制度です

新型コロナ感染症にかかる特例措置として、4月1日から6月30日までの期間は  
制度が大幅に拡充され、内容もより手厚く、手続きも簡便化されています

### 助成率の拡充

休業手当に対する助成率 中小企業 4/5 （解雇等行わない場合は中小企業 9/10）

### 対象者の拡充

- 新規卒卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- 雇用保険被保険者でない労働者（週20時間未満のアルバイト等）の休業も対象 他

### 日時

令和2年

第1回 5月20日(水)

第2回 6月3日(水)

①9:00～ ②10:00～ ③11:00～  
④13:00～ ⑤14:00～ ⑥15:00～  
⑦16:00～

※1事業者1時間程度

※時間は調整後改めて連絡します

### 会場

備北商工会 西城本所 相談室 （庄原市西城町西城197番地3）

### 相談料

無料 【注意】書類作成代行業務や申請代行業務は行いません

### 申込

予約制ですので、お電話で申し込みください。

備北商工会 西城本所 TEL: 0824-82-2904

申請要件の確認やご質問、お問い合わせも承っています。

### 主催

庄原市 備北商工会